

災害時井戸水提供における体制

<通常時>

※協定締結企業等の井戸の所在地等の公表

水保全課

広報依頼

・危機管理防災総室
(防災MAP・井戸アプリ)
・広報課
(HP・市政だより)
・技術管理課(GIS)

市民へ周知

<災害時>

※広域的な断水が発生し、上水道が復旧するまでの期間

上下水道局

① 協力

行政

・危機管理防災総室
(防災MAP・井戸アプリ)

・広報課
(HP・市政だより)

・技術管理課(GIS)

③ 提供可能な井戸の広報(更新)依頼

水保全課

② 相互に連絡

・施設の状況
・水の状態

⑥ 水質検査依頼

環境総合センター

⑦ 結果報告

結果は2日後

⑤ 採水へ

環境局職員が数班体制で対応

企業

生活用水として提供

飲料用として提供

④ 提供

⑧ 検査後提供

※水質検査前、生活用水として提供できる場合は企業の判断で提供可。ただし、飲用してはいけないことを市民へ伝えること。

市

民